

○山形県警察犯罪被害者等支援推進委員会設置要綱の制定について（例規通達）

平成8年3月29日

例規（警）第9号

改正 平成12年11月7日例規（警）第45号

平成20年5月8日例規（警）第28号

平成23年2月24日例規（警）第3号

令和4年3月8日例規（警）第9号

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成8年4月1日から実施することとしたから、効果的な運用に配慮されたい。

また、各所属にあっても、本趣旨に沿った対策の推進に努められたい。

記

趣旨

犯罪の被害者は、犯罪による直接的な被害のみならず、それに起因する精神的、経済的被害等多くの二次的被害を受けている。中でも、精神的被害の問題は極めて深刻であり、犯罪により著しいストレスや障害を抱え、精神的な援助を必要としている被害者が多数認められるところである。

一方、警察は、犯罪発生段階から現場措置、事件捜査等を通じ被害者に接するなど、被害者にとって最も身近な機関であり、しかも被害の回復、軽減及び再発防止について大きな期待を寄せられる立場にあることから、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに沿った各種被害者対策を強化することが喫緊の課題である。

そこで、この度、山形県警察被害者対策推進委員会を設置し、被害者対策の総合的な検討等を行い、組織をあげてその効果的な推進を図ろうとするものである。

別添

山形県警察犯罪被害者等支援推進委員会設置要綱

第1 目的

この要綱は、山形県警察の犯罪被害者等に対する支援を効果的に推進するための委員会の設置及び運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

警察本部に山形県警察犯罪被害者等支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3 任務

委員会は、犯罪被害者等に対する支援の実施に関し、必要な事項について審議及び検討

を行う。

#### 第4 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 警務部長

委員 生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、警務部参事官兼  
首席監察官、警察学校長、警務部理事官、生活安全部理事官、刑事部理事官及び山形  
警察署長

#### 第5 運営

- 1 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

#### 第6 幹事会

- 1 委員会に、付議すべき事項の調査、検討及び調整を行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。  
幹事長 警務部長  
副幹事長 広報相談課長  
幹事 総務企画課長、会計課長、警務課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通  
企画課長、警備第一課長、通信庶務課長
- 3 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し幹事会への出席を求めることができる。

#### 第7 庶務

委員会、幹事会の庶務は、広報相談課において行うものとする。

#### 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。